

# 前期的資本の変質過程

——鴻池研究の一節——

安 岡 重 明

## 目 次

- 一 はしがき
- 二 鴻池の経営概況
- 三 享保前後における同族組織の変化
- 四 分家と別家の経営
- 五 江戸後期における資本の運用
- 六 展 望

## 一 は し が き

われわれは、日本資本主義生成の歴史的諸条件のひとつとして前期的資本の発展・変質を考えるべきである、という考えから、大阪の富豪鴻池家の研究をはじめた。そしてまず最初に同家に残された決算簿たる算用帳の研究から手

をつけた。算用帳は、まだ幾つかの観点からの研究の必要を残してはいるけれど、鴻池家の経営の趨勢の概要を知りうる程度には解明された。その分析の過程でわれわれの関心を引いたのは、寛文十年から明治にいたる約二〇〇年のあいだにみられた鴻池家の業務内容の変化と、それに伴う経営組織変化の問題であった。そしてこの問題を追求しているうちに、きわめて興味深い事実を見出した。それは、鴻池家が当時の社会経済事情の変化に対応しながら変質してゆく過程に、近代的公司制度の典型たる株式会社制度の基本的形態を徐々にそなえつつあったという事実である。本家を中心として分家・別家を包括した同族的金融組織の成立、その変質過程がそのことを示している。そこでわれわれは、この問題をあきらかにするために、同家の経営機構とその変質をとりあげる。

本論に入るにさきだつて、これまでの研究によってあきらかにされた基礎的事実をかんとんにのべておく。

## 一 鴻池の経営概況

鴻池善右衛門家は、伊丹の鴻池村の出身であつて、江戸初期には酒造・海運・米取引などいろいろな事業に従事し、急速に資産を増加させ、明暦二年（一六五六）には両替商を開店し、その七年後の寛文三年には大阪十人両替の一員となる。このころにはすでに、同家は大名貸を行うようになっていたといわれている。しかし寛文―延宝のころは、まだ大名貸は業務のわずかの部分しかしめておらず、貸付では商人貸の方が圧倒的に多いし、米の売買を大規模に行つていて、商業による収益の方が大きい比重をしめていた、と想像される。ところが元禄期には酒造業をやめ、大名貸が大きくなる。こうして元禄から享保にかけて商取引が次第に減少する一方、大名貸がふえてゆくのである。算用帳によつてこれをみると、寛文十年に「貸有銀」の五九%をしめていた商人に対する貸付は、宝永三年には八・五%、延享二年には七・〇%、寛政七年には〇%となる。一方、大名貸は、寛文十年一九・〇%、宝永三年六五・八

%、延享二年七四・一%、寛政七年八四・二%と激増する。「貸有銀」のなかには、貸銀でないものも含まれているから、それらを除いて貸付だけについてみると、大名貸の比量はさらに大きくなる。以上の事實は、鴻池が江戸中期から後期にかけて、貸付業に純化したこと、その内容は大名貸への純化であったことを示している。

こうした業務をとおして、鴻池家がいかにどの貨幣形態における富を集積したかをみると、算用帳の上だけでも、寛文十年銀二〇四貫目、元禄二年五六〇三貫目、享保三年三万八二〇五貫目、享保四年には新銀の切換によって一万五四二〇貫目となり、文化十四年二万七〇一九貫目、明治二年四万六六一貫目となっている。算用帳外に莫大な資産があったことは、断片的な史料によって知りうるが、それがどれほどであったかは、不明である。こうみると、数字の絶対値の上では鴻池は順調に資本の集積を行ったようであるが、実は必ずしもそうではない。算用帳面においてしばしば資本の加除が行われているので、その点を考慮してみても、元禄―享保期の前と後とでは、資産の増加率は非常にちがっているのである。前稿であきらかにしたように寛文十年―延宝三年の五年間には資産は二・七一倍に増加したのに、元禄十三年―宝永二年には一・四七倍、享保七年―享保十二年には一・三五倍、安永九年―天明五年には一・二一倍、文化九年―十四年には、実に一・〇七倍と増加率は顕著に低下したのである。

この資産の増加率の低下は、同家の経営の収益のうち庄倒的な比重をしめていた利入率が低下したことによって生じたものである(寛文―元禄ころの利入のなかには商業利潤も含まれている)。第一表は、算用帳から利入率の五カ年平均を求めたものであって、「貸有銀」および元銀(資産)に対する利入の比率は、貞享から元禄なかばにかけて変動はあるが、長期的にみると、低下の傾向にあったことが示されている。「貸有銀」に対する利入の比率をみると、寛文―延宝期には一〇%以上あったのが、宝永から享保にかけて数%に半減し、寛政以降さらに半減して二―三%になっているのである。こうした経営の趨勢は、預り銀(借入金)とか、費用の構成などいろいろな面に影響を与えて

第一表 利入の比率

年 度	貸有銀に対する 利入の比	元銀に対する 利入の比
寛文 10～延宝 2 平均	14.4 %	25.1 %
延宝 3～延宝 7 "	11.8	19.6
延宝 8～天和 4 "	13.8	16.1
貞享 2～元禄 2 "	6.1	7.0
元禄 3～元禄 7 "	8.6	9.3
" 8～ " 12 "	11.6	12.8
" 13～ " 17 "	8.9	10.4
宝永 2～宝永 6 "	5.6	6.1
宝永 7～正徳 4 "	6.1	6.4
正徳 5～享保 4 "	* 6.9	6.9
享保 5～享保 9 "	5.6	6.6
" 10～ " 14 "	7.0	7.6
" 15～ " 19 "	7.5	9.4
" 20～元文 4 "	5.9	6.9
元文 5～寛保 4 "	6.6	7.8
安永 2～安永 6 "	6.0	9.4
安永 7～天明 2 "	3.6	4.8
天明 3～天明 7 "	4.6	6.2
天明 8～寛政 4 "	4.3	6.6
寛政 5～寛政 9 "	3.6	6.1
寛政 10～享和 2 "	2.1	3.3
享和 3～文化 4 "	2.2	3.3
文化 5～文化 9 "	2.3	3.4
" 10～ " 13 "	2.2	3.2

\* 享保3年は不明のため4年平均

いる。しかしそれらは、前稿においてある程度あきらかにしたところであるから、以上の基礎的事実を前提として本論に入る。(a) 元禄—享保期における鴻池の業務の変化および同期ごろからの収益率の低下が、以下の研究の前提となる事実である。

(1) 以上は安岡稿「前期的資本の蓄積過程」(同志社商学第十一卷五号、第十二卷二・四・五号)を参照。なお鴻池家全般につい

ては、宮本又次著『鴻池善右衛門』（吉川弘文館）を参照されたい。

### 三 享保前後における同族組織の変化

以上にのべたように元禄から享保にかけては、鴻池にとって変化・転換の時期であった。このことは同家の内部機構にも、あきらかに影響をおよぼした。それは鴻池の経営の組織でもあった家の組織の変化としてあらわれた。すなわち、この期を境にして、分家および別家の創出形態が変化したこと、その表明として、享保期に入って家憲の制定、手代の待遇規定の制定などがあつたのである。

まず分家からみてゆく。鴻池家の系図から同家の分家を第二表にかかげて検討していこう。左に示したのは江戸時代における同家の分家がすべてである。

#### 鴻池家分家一覧（同家の略譜から作製）

初代善右衛門正成（慶長二三生―元禄六没）の兄弟

- 。善兵衛（兄）
- 。又右衛門（兄）
- 。新右衛門（兄）

二代善右衛門之宗（寛永二〇―元禄九）の兄弟

- 。寛文三年 家督相続（二一才）
- 。四郎右衛門
- 。山中新七（石に養子）

三代善右衛門宗利（寛文七―元文二）の兄弟

- 家督相続 元禄八年（二九才）
- （なし）

四代善右衛門宗貞（元禄一一―延享二）の兄弟

- 。宝永二年 家督相続（八才）
- 。新六
- 。又四郎

五代善右衛門宗益(享保二—宝曆一四)の兄弟

享保八年 家督相続(七才)

・善八(伊代に養子)

のち善左衛門。善五郎の祖

六代善右衛門幸行(延享一—寛政七)の兄弟

宝曆六年 家督相続(二三才)

・善左衛門(仁保の養子)

善作の祖

これによると、分家は初代正成の兄弟では兄が三人、二代之宗の兄弟では妹石の養子分家を加えて二人、四代宗貞の兄弟二人、五代宗益の姉伊代の養子分家一人、六代幸行の妹仁保の養子分家の一人となっている。それ以後は、男子の次三男があっても分家させていない。それでは、以上の分家は同じ性格、すなわち本分家関係において同一の性格をもって分家したのであろうか。初代・二代の兄弟で分家したものと、四代以後の兄弟で分家したものとの間には、あきらかに差異がある(三代宗利の兄弟には分家なし)。前者はほぼ完全に独立したのに対して、後者の独立度は低く、むしろ本家に従属していたと考えられるのである。もちろん初代正成は末子であつてのちに本家筋をついだのであるから、それ以前に独立した正成の兄たち善兵衛・又右衛門・新右衛門たちが、善右衛門家に従属しなかつたのは当然であるが、現存の史料からみるかぎりには、二代目之宗の兄弟の分家四郎右衛門、(山中)新七も後代の分家からみると、独立度は、はるかに高かつたと考えられるのである。この点は、あとでもふれるが、ここではその根拠の二、三を示しておく。

(一) 享保八年に制定された家憲(家定記録覚)において、新六、又四郎、善八(分家一覽参照)は、当時七才であつた嫡子宗益が三十五、六才になるまで約二十年間、本家ずつめをするよう命ぜられており、さらに、次男以下の分家にあつて、その一代は無商売で本家につとめ、本家のためになるよう努力すべし、と定められている。すなわち、享保以後の分家は、家督分与の条件がいちげりしく欠除しているのである。

(二) 現存する史料のなかには、四代目の分家以後の分家の帳簿が若干残されていて、それらの分家の業務が本家の業務の一環を担っていたことを示したり、あるいはそれらの分家が本家の経済的援助なしにはなり立っていないか、なかつたことを示しているのに対し、初代・二代の兄弟の分家に関してはそうした痕跡はない。

(三) 四代目以後の分家については、本家で採用された手代が、配属されているが、初代・二代の分家にはそうしたことがなされていない。いずれも、「中年者」の例であるが、享保十年正月より庄介(三十一才)は、同年九月善六方へ配属され、さらに十二年九月新六方へ転属させられている。享保七年より奉公した与三兵衛(二十一才)は、享保十三年新六方へ転動した。<sup>(8)</sup>

以上の諸現象は断片的とはいえ、初代・二代の分家(以下「初期の分家」という)と、四代以降の分家(以下「中期の分家」という)との間に、本分家関係においてははっきりした差異をもっていたことを示すものである。年代の上では、元禄―享保期が両者をわけているのである。七代以降は、分家が創出されなかったことよって、これまた中期と明白な相違を示している。<sup>(8)</sup>

分家に関してのべたことは、非血縁分家である奉公人の別家に関してもあてはまるはずである。例えば鴻池庄兵衛(中原庄兵衛)のごとく、明治まで独立の経営を営んだ別家は中期以降には創立されていない。こうした点についてくわしい検討が必要であるが、別家については充分の検討をなしていない。しかし、享保八年制定された奉公人待遇規定にしたがって享保以降続出した別家が、形の上では独立したようにみえながらも、実は本家への従属がはなはだしく、決して独立したというほどの実態をそなえておらず、「のれん」をわけてもらい家業の一部を分与された通常の意味での別家と、自分の家業をもたず本家に通勤する別家の中間的な性格であったことは、のちほどあきらかになる。

以上の考察からすれば、営業上の転換期であった元禄から享保にいたる二、三十年は、鴻池の内部組織の面でも転換期であったといえるだろう。享保六年の家憲の制定は、そうした転換の一応の帰結であった。すなわち、第一表に示されたように、元禄前後の収益の不安定な時期をすぎて、その比率がおちたとはいえ、比較的安定的な収益があるようになったのが享保以降であって、享保の家憲の制定は、『町人考見録』にとりあげられたような面替商の大規模な没落をひきおこした経済変動をくぐりぬける過程でとられてきた諸方策を確定したものといえる。そこで享保八年に制定された家憲と奉公人の待遇規定が何を定めたのか、この点をかんたんにのべよう。

家憲（家定記録寛）は、相続とか事業の方針を指示した部分と、奉公人の待遇規定からなりたっている。<sup>(4)</sup> すなわち、そのとき以降における血縁・非血縁の両面にわたる鴻池一族のあり方および処遇を規定したものである。前者が狭義の家憲であり、これはすでに有賀喜左衛門氏によって紹介された。それは、非常に多くの詳しい規定をもつから、立ちいつてのべることは略すが、大要をいうと、業務そのものに関する定めは意外にすくなく、多くは家の運営（ことに相続）に関する定めである。それらの諸規定を通じて何が目指されているか。それは、本家を中心に一族が結集し、本家の繁栄をたすけること、当主は勝手な振舞をしないで家産を維持すること、である。さきにのべたように、三分家（又四郎、新六、善八）が本家ずつめをするのも、一部には教育の意味もあるだろうが、多くは家憲の方針のあらわれである。従来、本家は一定の家督を分与して自立の基礎を与えた上で、多少の面倒をみていたが、今度は、一定の財産の分与はあり、次男はやや優遇されているが、「次男以下之任分け致家督申渡候者、其人一代ハ無商売ニ而本家之用向致相談、万事時々支配人と申合、本家之為ニ成候様ニ可被致候」といったように、分家はむしろ逆に本家に奉仕する形をとったのである。その理由として「本家用繁中ニ又々次男之家業迄差函致候へ而ハをつから本家用之差支ニも相成申候」といっている。<sup>(5)</sup> 同時に隠居は本家へかよって家業を監督するよう定められてい



る。そして家業の主要な方針は「随分礎なる利廻し致し、新規のことに取掛り申さざるように致され候」ということであつた。だから、家産の維持のため、たしかな利殖をなし、本家を中心に一族が結集するよう要求されたのである。こうした本家の同族に対する組織的な統制の強化は、当時の経済事情、経営事情にもとづく危機意識のあらわれとみなければならぬ。参考のために、家憲の最後の部分だけを引用しておこう。本家を中心とした一族の結集を要請し、「何分本家の繁昌願申る外無之」と強く訴えている。

右者代々本家致相統候者勤方、並次男三男以下娘共、仕分ケ其外大切成儀共、致ケ条ニ書記置候。然ル上ハ右之通無違麥可被申候。善右衛門宗貞儀ハ不及申、又四郎宗房・新六宗直・善八宗純初、支配人中、本家ニ相詰メ、嫡子善次郎宗益三拾五六歳ニ罷成候迄、内外諸事談合靡未之儀無之様ニ相統可被致候。宗益ノ嫡子へ家督譲渡候節、又々此趣ヲ宗益初兄弟共、其時々之支配人一々相考、未々迄も我々趣意之通相違不致、先操ニ本家へ相詰メ、未々迄も格合違不申様ニ諸用談合動可申候。時々主人万一行跡之儀之儀在之候ハ、兄弟中始、支配之手代共申合、急度異見之相加へ、幾度も随分申聞せ、得心致心底改メ候様ニ可申談候。万々一、其上ニモ聞入無之不行跡之儀相止メ不申候ハ、無是非儀ニ候得共、本家相統ニハ難替候間、其主追込、血脉之者相立、本家相統致候様ニ仕、兎角本家手厚ク無之様ニ候ハ而ハ不成儀ニ候間、未々迄も其段急度申伝、本家相統人無思相守候様ニ可申聞候。何分本家繁昌願申る外無之候。夫故、善右衛門宗利・善右衛門宗貞相談之上、ケ条誓を以申渡所仍如件

享保八年癸卯年正月吉日

善右衛門宗利 ④ 花押

善右衛門宗貞 ④ 花押

山中善次郎殿

子々孫々

(後略)

奉公人の待遇規定は、享保八年家憲とともに定められ、手代の勤務と別宅(別家)の条件をくわしく規定してゐる。

勤務状態や能力によって手代の待遇を定めること（それは主として別宅の条件としてあらわれる）、年期をつとめあげ、別宅を許された手代は本家ずとめを心がけること、そして手代・別宅の忠勤に対して本家は一定のしかるべき待遇を与えること、などが待遇規定の中心であり、手代が別家したのちも本家ずとめをおこなないように、いろいろの方策が講ぜられている。

以上のように、「家定記録覚」と奉公人待遇規定を貫いている目標は、本家の家業の繁栄と家産の維持である。享保十三年にかかれた『町人考見録』は、「近年大名がし致候もの、将棊倒の様に成行申候処、此鴻池は上手に廻し、よくますます身上厚く成申候事、偏に若年より家業にはまり、身上を慎しみ、又孝行の恵みを得て富を得候事、是則天道眼前の道理也、能々心得申べきもの也」と、鴻池の運営をほめてゐる。同家が発展していたことはたしかであるが、さきへのべたように、元禄から享保にかけて非常な変動を受けていて、詳細な家憲は一種の危機感を表明している。したがってこの頃以降、一族を人的にも経済的にも、本家を中心に組織した形で経営が行われる。そのため分・別家創出の形態が変化したと考えられるのである。もちろん、こうした変化は、たんに鴻池一個の内部事情のみに由来するものではなかった。分別家の創出形態の変化には、社会経済的要因すなわち一般的な社会経済事情の変化が作用している。たとえば、すでに指摘した寛文・延宝以降の利子率の低下によって、同一額の収益をあげるためにはより大きい資本が要求される。だから新しい分別家に旧来の生活を保障するためには、より大きい財産の分与が必要であり、そうでなければ、分・別家の経営は必然的に不安定になる。また享保以降、分別家制度は大きい変化をみなかったかという点、そうでもない。分家は、七代以降創出されなくなったことはすでにのべた。別家は、享保以降相当多数創出されたが、算用帳上でみるかぎり、これまた江戸後期には、跡をたっている。これらの現象は前述の鴻池本家における資本の集積事情と相当正確に対応している。

そこで次に、こうして創出せられた分家・別家がいかなる経営を行っていたかを検討し、前期的資本の存在形態をあきらかにしよう。

- (1) 有賀喜左衛門「鴻池家の家憲」(「封建制と資本制」所収)
- (2) 享保四年「万留帳」(鴻池家蔵)
- (3) 七代以降は次三男は多くなかったが、それでも差子に出た場合が多い。
- (4) このほか「宗誠家訓」と「手代へ申渡事」があるが(有賀氏前掲稿)、私の手落ちでまだ調査していない。
- (5) 有賀氏前掲稿三三二頁
- (6) 同三三三頁
- (7) これは「家定記録覚」と一緒にになっているが無題である。
- (8) 日本経済叢書巻十五、一〇二頁

#### 四 分家と別家の経営

さきにも述べたように、鴻池家には分家・別家の史料がかなり残されている。それらはすべて享保以降のものであり、分家については中期の分家のものである。初期の分家のもものは残されていない。別家についても同様であって、享保以降の別家の帳簿が残されており、江戸後期のものはない。これにはつぎの事情が考えられる。(一) 明治十二年鴻池家では、分家・別家が廃止されたから、そのとき廃止された分家・別家の帳簿が本家に返却された。(二) 本家が監督のため、分家・別家はその帳簿の控を提出させていた。(三) 経営不振のため営業を中止した分家・別家の帳簿が本家へ引取られた。

われわれは、現存史料のなかに初期の分家・別家の史料が全然のこされていないこと、上述の享保以降における分

利入 F (収益)	計 K D + F	費用 L			残額 P K - L (純資産)
		諸払 M	小払 O	小計 L	
貫匁 77.258.74	貫匁 895.637.03	貫匁 7.230.21	貫匁 39.726.09	貫匁 46.957.11	貫匁 848.679.92
77.253.52	925.933.44	29.527.83	43.495.27	73.023.10	852.910.34
66.080.55	918.990.89	17.772.84	42.283.84	60.056.68	858.934.21
65.532.88	924.467.17	16.544.50	43.262.25	59.806.75	864.660.34
56.544.79	921.205.13	10.971.—	42.894.94	53.865.94	867.339.19
66.235.71	933.574.90	13.938.47	51.992.70	65.931.17	867.643.73
66.375.18	934.018.91	12.544.36	50.716.—	63.260.36	870.758.55
79.410.53	950.169.08	21.827.70	55.598.67	77.426.37	872.742.71
77.927.68	950.670.39	15.251.60	59.556.65	74.808.25	875.862.14
87.440.71	963.302.85	14.553.60	71.092.—	85.645.60	877.657.25
102.435.61	980.092.86	10.027.40	92.390.20	102.417.60	877.675.26
129.195.80	1,006.871.06	12.641.—	115.341.50	127.982.50	878.888.56
168.162.33	1,047.050.89	13.280.60	153.777.90	167.058.50	879.992.39
276.413.31	1,056.405.70	24.428.10	250.850.—	275.278.10	881.127.60
313.412.82	1,194.540.41	15.954.80	297.089.—		881.496.62
276.161.30	1,157.657.92	15.972.—	259.614.90		882.071.02
255.408.60	1,137.479.62	19.606.20	234.477.80		883.395.62
189.162.70	1,072.558.32	15.135.60	173.018.60		884.404.12

・別家創出事情の変化、という二つの事情から、こうした史料の残存事情を主として第一の理由によるものと考えられる。しかしながら、それでは中期以降の分・別家で明治十二年に廃止された家々の帳簿が大体残されているのか、といえ、そうではない。そのうちのごく一部である。本家の帳簿でさえ、最重要の大福帳のほとんど全部、算用帳の文政元年以降が現存しない史料保存状態では、これも当然のことであろう。そのため、断片的史料によって同族経営組織を追求しなければならず、一般化においてかなりの危険がともなう。しかし、以下の検討によっても、事態の本質には相当ちかずきうると考える。

経営の概要を示す算用帳は、分家に

第二表 分家鴻池善作算用帳

年	貸有銀 A	借 銀 B		差引 C (純資産)	前年元銀 D
		計	うち本家より		
安政 3 辰	3,123.703.61	2,275.023.69	2,000.000.—	848.679.92	818.378.29
4 巳	3,111.058.21	2,258.147.87	2,000.000.—	852.910.34	848.679.92
5 午	3,071.419.46	2,212.485.25	2,000.000.—	858.934.21	852.910.34
6 未	3,063.318.81	2,198.658.47	//	864.660.34	858.934.21
7 申	3,043.905.33	2,176.566.14	//	867.339.19	864.660.34
万延 2 酉	2,996.660.98	2,146.490.—	//	850.170.98	867.339.19
文久 2 戌	2,989.665.24	3,018.238.55	//	870.758.55	867.643.73
3 亥	3,022.352.71	2,149.610.—	//	872.742.71	870.758.55
4 子	3,025.592.14	2,149.730.—	//	873.877.98	872.742.71
元治 2 丑	3,017.287.25	2,139.630.—	//	877.657.25	875.862.14
慶応 2 寅	3,016.575.26	2,138.900.—	//	877.675.26	877.657.25
3 卯	3,055.898.56	2,177.010.—	//	878.888.56	877.675.26
4 辰	3,058.497.39	2,178.505.—	//	879.992.39	878.888.56
明治 2 巳	3,366.327.60	2,485.200.—	2,326.000.—	881.127.60	879.992.39
3 午	3,690.776.62	2,809.270.—	2,649.700.—	881.496.62	881.127.60
4 未	3,985.161.02	3,103.090.—	2,942.900.—	882.071.02	881.496.62
5 申	4,316.655.62	3,433.260.—	3,277.000.—	883.395.62	882.071.02
6 酉	4,546.044.12	3,661.640.—	3,505.000.—	884.404.12	883.395.62

関しては鴻池善作家（六代目善行の妹仁保の養子分家一覽参照）の一冊だけしかない。年度は安政三年から明治六年までである。その主要な科目を本家の算用帳と同じ原則で整理すると第二表のとおりになる。数字のくわしい検討ははぶき、要点だけをのべよう。善作の経営は、本家および諸別家の経営とちがって、資産に対する貸有銀（資本）の比率が非常に大きく、貸有銀は資産の二倍半から四倍くらいになっている。すなわち、資産は安政三年正月に八四八貫目余、十八年後の明治六年正月においても八八四貫目余であって、ほとんど増加していない。これに対し貸有銀は、安政三年正月に三、一二三貫目、明治六年正月には四、五四六貫目と一倍半になった。貸

銀と資産の差は、本家からの融資によるものであって、十六年間に貸銀額を増加させられたもの、本家から資金が追加されたからである。その融資額は、二、〇〇〇貫目から三、五〇五貫目におよんだ。そして本家からの借入金には利息を払っていない。善作家は銀八、九百貫目の資産の利殖だけでは経営を維持しえず、その二倍から四倍の無利息の借入金によってはじめて経営を維持しえたのである。しかも幕末—明治初年における物価騰貴、銀目低落によって費用（支出）が増加し経営の維持が困難となると、本家から年々三〇〇貫目前後の資本を追加してもらい、善作家の資産を減少させないようにしているのである。（ただし、本家の貸付銀高は本家の明治二年の算用帳には記載されていない。算用帳外の資産から出されたものと考えざるをえない。）この算用帳でみるかぎりには、同家には発展の可能性は全然ない。むしろ本家の手足まといになる隠居的存在であった。だから分家としての体裁はそなえていても、実質的には完全に本家に従属し、本家の保護なくしては存在しえなかったことを示している。

高い家格に相応した消費生活を支えるだけの資本をもたないで、こうした多額の資本を借り入れている場合、それが本家からの恩恵的な融資であれば矛盾は陰蔽される。こうした条件のもとで他人資本がはいっておれば、明治維新の藩債処分にあえば、完全に破産することになる。そうした破産の危機にさらされたものに、中期の分家普八（五代宗益の姉の養子分家—分家一覽を参照）の後裔鴻池善五郎家がある。鴻池家では、利子つきの金をかりて運用することはタブーであったといひ伝えられており、善五郎が他人資本を用いていたとしても、次に引用する史料にのべられているほど他人資本比重が大きかったかどうかは疑問であるが、彼は藩債処分前、藩債の処置をはやくきめてくれねば、数軒の別家ともども倒産する、と大阪府知事に願ひ出た。明治五年の次の文書は、この願ひを大阪府知事渡辺昇が大蔵省へ取りついでたものである。

府下今橋通二丁目山中善五郎古来旧諸藩に貸付金有之内、他借を以致用弁候分、凡十万円斗有之、然に既藩已後融通利潤之道打絶、難渋罷在而已ならず、右他借向により一時返金を催促に及、既に当春貸主共より出訴致候砌、身代限取立候外無之処、旧藩御下渡有之時は借財を償却し、余分を以吃度家名再興も可致程之儀に付、町役人とも種々手を尽し、右藩債御下渡しを目的として貸主共え返金之期当九月迄延引之頼談に及び、幸して承諾を得、今月迄は且に活路中に罷居候処、最早期限も過去り未だ藩債御処分も無之、果して貸主共より急に被責立、又候必窮之際に立至り候故、町役人共前同様之次第にて、此般及歎願候趣意は弥遠債何日頃御下渡可相成、確然たる儀承り候はば、其隙を以、今一応貸主共え返金延期之頼談及度との哀訴に候得ども、当府專見を以、埒なる事有無とも難申達、乍去善五郎身代限り取立候はば、為其數軒の別家も一同衰没可致、惘然之事に付、可成は目下之急を緩へ他日藩債御処分之期を待而返金為致候はば、生民保全之道にも可有之、尤府下独り善五郎而已ならず此類數多有之候に付、藩債御下渡之期日予め御見込之程御指示し相成候はば、其辺を雙方え理解為致方も可有之付而は、区長共より差出候別紙相副、此段相伺候間、御下渡御目途之所、不差立御指撞被下候はば、其旨を以、前文之通教家之滅却を救候事故、御諒察有之度、此段御頼談候也

壬申十月二十日

大冨府権參事 竹内 綱

大阪府參事 藤村紫朗

大阪府知事 渡辺 昇

大藏大輔 井上 馨殿

以上のように、中期の分家のひとつ善作家は分家後数十年以上上へた幕末においてなお、本家依存の経営を行っており、善五郎家もまた安定度の低い経営を行っていた。のこりの二軒については不明であるが、以上の二軒からそう遠くない事情にあったものと思われる。これらの事情をみれば、江戸後期に分家が創出されなかった理由が、ほぼあきらかである。

つぎに別家について観察する。手代が別宅を許され、自分家業を行うことは、奉公人の待遇規定において認められ

入	計	費 用			差 引
		小 計	損銀・利払	小 払	
貫 双	貫 双	貫 双	双	貫 双	貫 匁
1.157.78	42.684.07		860.—	2.013.05	39.811.02
4.151.17	45.462.19		847.20	3.732.13	40.882.86
2.986.52	46.148.18		850.20	210.00	40.899.94
2.628.40	51.070.14	17.286.54	12.217.40 929.41	4.398.04 4.139.73	33.783.60

8匁が加えられて40貫899匁94となっている。  
とあり、前年元銀と利入の間に記載されている。また「損銀・利払」の  
12貫217匁40は

入	計	小 払	差 引	延 銀
内善八様より				
匁 一	匁	匁	匁	匁
629.—	33,021.65	1,787.70	31,233.95	613.43
629.—	34,718.90	1,957.70	32,761.20	667.25
* 860.—	35,395.80	1,974.10	33,421.70	660.50
629.—	36,272.70	1,927.25	34,345.45	923.75
629.—	37,363.85	2,120.20	35,243.65	898.20
	38,224.70	2,172.40	36,052.30	808.65
	39,433.30	2,158.40	37,274.90	1,222.60
{ 629.—	40,814.22	3,393.93	37,420.29	—
290.—				
35.—				
	37,840.79	* 1,399.34	36,441.45	
		*		

と付記がある。



第三表 鴻池儀兵衛の算用帳

年	貸有銀	預り		前年元銀	利	
		計	うち本家分		小計	本家より
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
寛延3年	69,511.66	29,708.21	20,000.—	已9月元 39,526.29	3,157.78	2,000.—
4年	66,538.76	25,655.90	16,000.—	39,811.02	5,651.17	1,500.—
宝暦2年	63,842.36	22,950.42	12,000.—	40,882.86	5,265.32	1,715.—
3年	35,884.50	2,100.90	730.—	40,899.94		* 7,541.80

- 註 (1) 宝暦2年算用では、貸借の差引は40貫891匁94であるが、「又八匁」として  
(2) 宝暦3年算用では、「本家より」の欄に記載された額\*は「預り三口元江加ル」  
5口分の損銀であり、「小弘」には252匁79の「宅替入用」が含まれている。

第四表 鴻池重郎兵衛の算用帳

年	貸有銀	預り	前年元銀	利
				計
	匁	匁	匁	匁
寛保4年	34,093.25	2,859.30	30,620.52	2,401.13
延享2年	32,859.55	98.35	31,233.95	3,484.95
3年	33,421.70	0.	32,761.20	2,634.60
4年	34,345.45	0.	33,421.70	2,851.—
5年	35,286.90	43.25	34,345.45	3,018.40
寛延2年	36,052.30	0.	35,245.45	2,979.25
3年	37,294.90	20.—	36,052.30	3,381.—
4年	37,420.29	0.	37,274.90	3,559.32
宝暦2年			申ノ正月元銀 37,420.29	420.50

\* 「了暎様御遺物被下銀」,\* 「申正月ノ同三月迄諸払并法事用とも」

ている。しかし本家算用帳でみるかぎりでは、享保期には相当多数の別家が自分家業を許されているが、それも元文ごろから途絶えてしまう。別家がなされても算用帳外の財産から別家へ資金がわたされたのであれば、算用帳に記載がなくなるのは当然であり、記帳方法が変わった場合にもそうしたことはおこるが、いまは算用帳の記載に従うほかはない。算用帳に別家の自分家業の記載がなくなる十八世紀中葉は、分家が創出された時代のはば下限でもある。分家・別家の血縁・非血縁の差異を考えれば、両者の創出の下限がたとえ二十年や三十年ちがっていてもさしつかえない。こうした前提のもとで、享保―宝暦期の別家の実態を別家の算用帳によって取りあげてみよう。別家の算用帳は三冊残されている。鴻池弥三郎（享保十八年別家）、同儀兵衛（享保二十一年別家）、同重郎兵衛（享保二十年別家）のものである。このうち弥三郎についてはすでに検討を加えたことがある。<sup>(9)</sup>

弥三郎の算用帳は、寛保三年（一七四三）にはじまり宝暦八年（一七五八）に終る十六年間のものである。約五〇貫目の資本をもって本家を中心とする鴻池一族の大名貸に参加し、その利息収入で一家を維持した。しかし、それは生活ぎりぎりの収入であり、取引上の損失がでれば経営はたちまち縮小さざるをえない状態にあり、本家からの役員銀、下され銀などの恩恵によってのみ、損失を補填し、その経営規模を維持しえた。貸付も本家を中心とする大名貸に参加した方が安全であり、彼独自の貸付は多額の損失を生ぜしめた。だから弥三郎は別家し独立したといっても、本家に従属し、本家に忠勤をほげみ、役料その他の被下銀を期待しなければならなかった。しかもその従属こそ別家の存立を保証するものであった。

鴻池儀兵衛についても、弥三郎とはほぼ同様のことがいえる。儀兵衛の寛延三年（一七五〇）から宝暦三年（一七五三）の四十年の算用帳によれば、彼は約四〇貫目の資産をもっていて、二〇―一二貫目の資金を本家から借りうけ運用していた。弥三郎とちがうところは、儀兵衛の貸付には町人貸、農民貸の比重が大きかったことであり、これから多額

の滞損銀をだした。(第三表参照)

鴻池重郎兵衛の算用帳は、寛保四年(一七四四)から宝曆二年(一七五二)までの九年間記載されている。資産は三〇貫目から三七貫目までであり、前の二人とちがっているのは、預り銀がほとんどないことである。だから資産額と貸付額がほぼ等しい。通常、家族名儀の預り銀があり、これに利息を払って利殖させているのであるが、重郎兵衛にはこれがないから、彼には家族がなかったと想像される。年中小払もすくなく、他の二家の約半分である。彼の貸付は全部大名貸ばかりで、損失も全然ない。前二者が町人貸、農民貸によって損失を出したのと対照的である。だから年々の「善入様<sup>①</sup>被下銀」六二九匁をやや上まわるだけの額を「延銀」として資産に加えることができた。鴻池一族の算用帳を通じて、年間純収益を「延銀」として算用の末尾に記載しているのは、この重郎兵衛だけである。ともあれ、本家を通した大名貸のみを行い、利払もなく、年中小払もすくなく、損失もないといった重郎兵衛のみが、安定的にわずかながら資産を増加させたことは、当時およびそれ以後の別家のあり方に対して暗示的である。別家の自分家業が独自の形態をとりうる可能性は、ほとんどまったくとざれていたといわねばならない。<sup>②</sup>(第四表参照)

右の考察からわかるように、十八世紀中葉の別家は、三十五、六貫目の資本をもって別家し、自分家業を営んだとしても、当時の低下した収益率のもとでは、元手をくいつぶさないようにして生計を営んでゆくのが精一杯であった。だから、このころには別家がわざわざ自分家業をする意味はなくなってきたのである。こうした事情のため、自分家業の別家は次第に消滅の方向に向い、だんだん本家ずつめの形態へきりかえられていったものと推察される。そこでは、従来別家という一個の経営から、本家の貸付へ出資する形をとっていたのが、そのごは別家個人が直接に本家の貸付に加える形態へ移行したとみられる。

こうして鴻池一族の關係は、当時の社会経済の変化および鴻池自身の内部的事情にもとずいて享保以降やや広くと

って十八世紀中葉以降変質をとげ、本家と分家・別家の関係は、支配・従属（保護・被保護）が明確な形をとってあらわれ、本家を中心とする同族組織は強化されたのである。鴻池では分家・別家に独立の営業を許さなかった、といわれているのは、この時期以降の事情をいつているものと思われる。この場合、利子率の低下とか、分家や別家が独立しても両替商の株を取得することが困難になっていたという一般的情勢とかがこの現象を規定していたと考えられるが、内部事情からのみみると、同家の資本の集積のテンポの逓減とまさに歩調をあわせて、分家・別家の創出の形態が変化してきたのである。

そこでつぎに、右のような組織の変化をとげた鴻池同族は、いかなる形で資本の運用を行ったか、の問題を江戸後期について検討する。

- (1) 菅野和太郎『日本会社企業発達史の研究』六四五―五六頁
- (2) 安岡稿「両替商別家の経営について」（同志社商学第十三巻第一号）。弥三郎の算用帳はすでにくわしく検討したので、ここにはかかげない。
- (3) なおこれら別家にはおのおの大福帳が残されていて、算用帳終了後も記載されているが、まだその意味がはっきりしないので、あらためて報告することにしたい。

## 五 江戸後期における資本の運用

すでにのべたように、鴻池家は江戸中期から後期にかけて大名貸に純化した。そして十八世紀中葉以降、貸付業は分家・別家を本家中心の同族的金融機構のなかに組み入れた形態を強めていったと推定した。そうした金融組織の一端は、別家経営の検討を通して知ることができた。しかしながら、こうした組織をどうして統轄していたかは、江戸

中期には不明である。そうした関係をあきらかにする帳簿は作製されていたに違いないのであるが、残されていないのである。ところが幕末期になる事情が幾分あきらかになる。安政四年「方々加銀控」と題する大部の帳簿が、本家中心の同族組織が巨大な資本を運用していたことをあきらかにする。この帳簿における貸付はすべてつぎの形式でかかっている。その冒頭の部分を引用する。

「方々加銀控」(安政四年) 抜粋

方々加

午正月

一五百貫目

松平内蔵頭様

午極月限 年貳朱

内百四拾五貫目

一類中並手代共

三百五拾貫目

見世

又

午正月

一千貫目

松平安芸守様

午極月限 年五朱

内五百貫目

一類中並手代共

五百貫目

見世

又

すなわち、一定銀高の貸付は、すべて「一類中並びに手代共」と「見世」の資金で構成されていたことを示す。この「一類」は恐らく分家と別家を指す。手代もまたこうした貸付に参加していたことも示されている。「見世」は、本家の「店」である。個々の貸付をみると「一類中並手代共」と「見世」の銀高は、さまざまの比率でくみあわされ

ているが、一年分の貸付額を集計すると、本家がだした分と一類がだした分は、ほぼ近い数字になっていた。例をあげると、安政五年を期限とする貸付五六件約二万四千貫目余の構成は、見世一万二千貫目余、一類中並手代共一万二千貫目余となっている。また文久三年中に貸出した分については、計五九件約三万一千貫目余のうち、見世は一万七千貫目余、一類中並手代共は一万四千貫目余となっている。江戸後期の貸付がすべてこうした構成をもつ資本によるものであったかどうかは、つきあわせて検討する帳簿がないので不明であるが、文化期の算用帳上の貸付額が三万数千貫目であったから、いま示した形態の貸付額の比重がきわめて大きかったことはうたがいない。

参考のために貸付の回転についてすこしみておこう。この帳簿は、この観点に全然考慮を払っていないので、計算が非常に困難である。たとえば、貸付期限になって、同一人の同一額または類似の額の貸付があらわれる場合、新債か、それとも利息（場合によっては元銀の一部も）だけ払って継続したものかの判定が困難である。現在の判断によって整理すると、文久頃この帳面では、貸付額の一五%から二〇%は年々回収され、回転していたことになる。しかし古い貸付は年賦で徐々に返済され、新しい貸付は比較的早く返済される傾向にあったから、貸付全体としてはやはり、多くの部分は回収困難な状態になっていたのである。<sup>(9)</sup>

以上のべたような形で、江戸中期以降だいたい十八世紀中葉以降、分家・別家の独立が押えられ、本家中心の同族的金融組織が強化された。この傾向がさらにおし進められると、分家・別家の廃止にいたる。すなわち、「加銀控」にみられるような形で本家の貸付に参加するだけであれば、分家・別家が一個の経営体であらねばならない理由はなくなる。鴻池では明治十二年分家・別家を廃止した。しかし無償で廃止したのではなく、由緒にしたがって、第十三国立銀行の株を与えたのである。そのときの文書、明治十二年八月「別家株券加入願書」から一例をつぎにかかげる。

## 「明治十二年八月 別家株券加入願書」

私共祖先累代御高恩ヲ奉蒙、家名連綿相統仕候段雖有仕合奉存候。然ル処今般分別家之名実共被廢候御趣意之旨奉畏、特別之御憐愍ヲ以、持来一家獨立維持之為メ資金トシテ第十三国立銀行株式五拾株更ニ下賜、冥加至極雖有仕合奉存候。就而ハ私共先祖より追々御預置被成下候所有金壹千百円也第十三国立銀行株式ヲ以御下渡被成下、当度御恩賜之金額ニ併テ永久御監督被成下候ハ、尚又難有、且後來損害之憂も無之、弥以維持之策相立テ、重畳雖有仕合奉存候間、何卒願之通御聞届被下度、伏而奉懸願候。

以上

明治十二年八月五日

山中鶴之助 ㊦

鴻池善右衛門様

右の文書は、「分別家の名実とも」廢止になったので「一家獨立維持」のため一定数の第十三国立銀行の株を与えたことを示している。与えた株数は家によってことなる。「別家株券加入願書」は二五通ある。ところが、同年同月一日の「株券受取証」によれば、株券受領者は四一名である。その差一六名は、いかなる理由によるものか、はっきりしないが、二五名はいずれも「自己所有金」による株の下付を願っているから、四一名のうち二五名は「自己所有金」で分家別家廢止のとき与えられた以上の株を欲したものと一応、解釈しておく。「別家株券加入願書」が八月五日付であって、「株券受取証」が八月一日付であることも、この点に示唆を与える。つぎに、「株券受取証」の一例と、受取者名、金額、株券番号、「自己所有金」による願出株数をかかげておく。

確証

一金五千円也

但第十三国立銀行株式券五拾株

第五表 株 券 受 取 者

氏 名	株数	金額	株券番号	願出 株数
山中富之助	50	5000	1751—1800	
山中鶴之助	50	5000	1901—1950	11
早川八良兵衛	10	1000	1951—1960	24
嶋田忠平	10	1000	2231—2240	
武田伴兵衛	7	700	2371—2377	
永田彦作	20	2000	1991—2010	18
内山治郎兵衛	20	2000	2071—2090	1
山田伝兵衛	20	2000	2111—2130	19
邨上源蔵	20	2000	2151—2170	1
草間貞太郎	20	2000	2191—2210	6
鱗星助太郎	20	2000	2311—2330	
高柳岩三郎 代早川八郎兵衛	20	2000	2331—2350	11
早川小三郎	20	2000	1961—1980	40
芦田安三郎	20	2000	2351—2370	10
伏田郷作	20	2000	2271—2290	2
芦田周三郎	20	2000	4911—4930	105
嶋田良治郎	20	2000	2451—2459 4976—4981 2241—2245	
武田伴次郎	20	2000	2378—2390 4941—4947	20
竹尾熊助	20	2000	2467—2472 4984—4985 2092—2103	15
芦田順三郎	20	2000	2391—2410	4
伍井熊次郎	13	1300	2044—2056	2
中江□□	13	1300	2031—2043	
二高嘉市郎	10	1000	2473—2478 4982—4983 4986—4987	2
中原稔 代草間貞太郎	5	500	2061—2065	
中嶋とし	5	500	2066—2070	
桜井てい 代早川八郎兵衛	5	500	4741—4745	2
奥村保太郎 代草間貞太郎	5	500	4746—4750	23
田中豊二郎	5	500	2499—2500 4995 4999—5000	35

鴻池善右衛門様

第千七百五拾壹番ヨリ第千八百番マデ五拾枚  
右者今般御趣意被仰渡一家維持資本トシテ御給与被来下難難有拜載仕候因而如件  
明治十二年第八月一日

山中富之助 印



中島 檀 太郎	5	500	2104—2105 2490—2492	26
声田 伊三郎 代 声田 順三郎	5	500	4881—4885	
上野 さと	5	500	2106—2110	
佐竹 屋代 貞太郎 代 草間 貞太郎	3	300	2057—2059	1
箸尾 元 市郎	7	700	2426—2432	1
松井 浅次郎	7	700	2411—2417	1
清水 勇七助	5	500	2479—2482 4988	
杉本 槌之助	7	700	2460—2466	
武田 □次郎	7	700	2483—2486 4968 4990—4991	
平井 直三郎	5	500	2487—2489 4992—4993	1
川上 □之助	5	500	2493—2495 4996—4997	
熊谷 儀之助	5	500	2060 2496—2498 4998	
藤井 乙五郎	2	200	4969—4970	
計 41名	556			381

(1) 『甲子夜話続篇』卷三十四(国書刊行会本)にはつぎの記事がある。

「世に称する大坂の豪賈鴻池は同家の者七軒ありて皆富豪なり、又西諸侯廻米の用を承て貨財を弁す、福岡佐賀の両侯その巨擘なり、又一侯に土蔵一つ宛を建、其侯家の金銀は聚て其庫に納め他と混することなし、因て其侯の融通あしくして其庫の財不足するときは、六家の者に割をかけて其財を集めてその用に当つ、財もとに復するときは、又利を添えて六家の者に分ち返す、因て七家富を齊くして永く衰ふること無しと云」(『甲子夜話続篇』第一、五百六十二頁)

『甲子夜話』は肥前平戸の藩主松浦静山が文政四年十一月甲子の夜より執筆しはじめたものといわれる。この話がいつごろの

もちろん、分別家はすべてが廃止されたのではなく、有力な分別家は分別家として残った。明治維新のとき、別家をのぞく鴻池一族で鴻池を姓としたのは、善右衛門家と和泉町の又右衛門家だけで、他は山中姓を称したといわれているから、廃止された分家は山中富之助と山中鶴之助だけであつたのだろう。こうした分別家の廃止の事情は、落債処分、銀目停止などの諸条件に大きく左右されたに違いないが、鴻池の内部組織の変化を江戸中期からたどると、それが当然の帰結であつたといわねばならない。

事情をさしているのか、大家とはどれかははっきりしない。各家から資金を出しあつて貸付を行ったことは、古くから行われていた。佐古慶三氏の御教示によるつぎの史料はそのことを示している。元禄八亥年十月晦日付の鴻池老行、鴻池善七宛取引通帳（仮題、長帳）によれば、鴻池善七より預けた銀子を鴻池（本家）で大名なり町方への貸付銀のなかへ加え、その都度枝手形を渡す一方、別に通帳に写し、元利の授受を記録したことがわかる。（同氏の御教示による）

亥十月廿九日当月丸

一式拾貫目 来子ノ九月切 月壹歩利  
高六拾貫目ノ内

右は戸田山城守様取替申内へ御加り被れ、此利銀貳貫四百目元利子九月晦日迄指引受取相済申し 已上

子九月晦日

鴻池善七 圖

（註）「当月丸」は十月分も利息を丸々払うの意）

われわれが問題にするのは、こうした制度のもつ歴史的意義の変化である。

(2) この史料も、後日くわしく検討し報告する予定である。

## 五 展 望

かんたんに要約すると、鴻池家においては収益率の低下にともなつて、分家の創出に多くの制約がつけられるようになり、ついで分家が創出されなくなった。自分家業の別家は、享保以降、本家の恒常的な援助なくしてはなりたないような形で存在し、十八世紀中頃以降、自分家業を行う別家は創出されなくなる。この過程は、本家を中心とする同族的金融組織の強化と平行した。そして明治十二年には、従来存続してきた分家の一部と別家の大部分は廃止され、従来の同族関係は整理されて、本家の経営する第十三国立銀行への出資という経済関係に転化する。事実上の同族結合（＝主従関係）はその後も継続したはずであるが、制度的にはそれは完全に整理され、出資関係と雇用関係と

に分解・転化したのである。

明治五年国立銀行条例が発布されたとき、鴻池家は大阪および四国の富豪と共同して、大阪に第三国立銀行設立を出願したが、発起人間に内紛があり、設立認可をえながら開業するにいたらなかった。明治九年国立銀行条例が改正されると、翌十年鴻池家は第三国立銀行の設立を出願した。発起人は十代善右衛門幸富、善九郎の兩名に、一族山中家の數氏を加えたもので、他の協力をもちなかつた。明治十年五月十五日開業免状を下付され、同月二十一日今橋二丁目において開業した。資本金は二〇万円で社長は幸富であつた。東京に支店を開き、十一年には資本金を五〇万円に増資した<sup>(1)</sup>。

資本金五〇万円（五千株）のうち四千株は善右衛門家が所有し、他は一族が所有した<sup>(2)</sup>。だから国立銀行は株式会社であつたといえ、実質的にはほとんど個人経営にひとしいものであつた。明治三十年資本金五〇万円をもって個人経営鴻池銀行をおこし、第三国立銀の營業を継承したのも、こうした事情を背後にもつていたからであろう。三十二年資本金を百万円とし、三十三年には資本金二百万円の合名会社鴻池銀行とした。このとき和泉町銀行を合併した。大正八年には株式組織に変更され、資本金一千万円となる。このように会社形態の上では、株式会社となるまで曲折があつた。そしてこうした曲折の過程は今後追求さるべき興味深い課題である。しかしながら旧来の同族關係が第十三国立銀行に吸収されたことこそは、時期的には尚早であつたとはいえ、江戸時代における同族組織の変質のいきつべき到達点であつた。このことは、本稿の分析によってあきらかなことであり、前期的資本の変質はきわめて不十分ながら近代的会社制度を志向してしたのである<sup>(3)</sup>。それ自身がみずからこうした変革をとげうるかどうかは、また別の問題である<sup>(4)</sup>。

- (1) 宮本又次『鴻池善右衛門』二三五—六頁
- (2) 「第十三国立銀行株券所有人名簿」(明治十二年のものか)
- (3) 「先づ最初に徳川幕府によりてコンパニーに模して造り上げられたる幕末の商社は遂に会社に成形せずして、組合に出来損い、次に設立されたる通商・為替の両会社は株式会社として組織建てられはしたが、それは未だ完全なる株式会社とは言へず、最後に明治五年に設立されたる国立銀行に於て初めて完全なる株式会社を見るのが出来たのである。」(菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』三二二頁)。「真の意味における株式会社制度の発祥を見、その後発達してわが株式会社制度普及の礎石を築いたものは、明治五年国立銀行条例の発布の下に設立された四行の国立銀行の創設であった。」(高橋龜吉『我國企業の史的発展』一七四頁)。以下の意見は、国立銀行が株式会社として不完全であった側面を指摘している。「これらの国立銀行は証券制度や重役制度を持ち、近代株式会社の条件を備えてはいたが、その他有限責任制に関しては必ずしも充分ではなかった。……しかも株式の売買譲渡は自由とされてはいたが充分のものとは云えなかった。まして、株主總會の規定がないこともまた一つの大きな特徴である。」(野口佑『日本資本主義経営史』戦前篇七九—八〇頁)。「注意しなければならないのは、株式会社をとったという国立銀行内部の実態である。……わが国最初の株式会社として設立された国立銀行、とくに第一国立銀行は、株式会社の形態としての、さきに述べた企業の所有と企業の経営とが分離されず、三井組、小野組という一族の独占の企業に陥り、その経営は家族主義的色彩の強いものであった。」(森泉章『日本資本主義創成期における会社制度の形成』(東北大学、法学第二十五卷第二号)。
- (4) 明治以降における鴻池家については、あらためて研究されることになっている。
- (5) 文中には記さなかったが、大塚久雄『株式会社発生史論』から多くの教示をえた。

付記 本稿は一九六一年五月社会経済史学会大会(於滋賀大学)において報告した「前期的資本の集積と同族組織」に加筆したものである。研究不足と史料の制約で論証がきわめて不充分となったので、今後の研究によって補いたい。